

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福音会（以下「本会」という）の定款第9条および第23条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「役員等」とする）の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の業務を行うために本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。費用と報酬等とは、明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び退職手当を支給し、賞与は支給しない。
- (2) 上記(1)に定める以外の役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 評議員の報酬は日額とし、定款第9条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。

2 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて支給する。ただし、本会の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬は、別表2に基づき、理事会において決定することとする。
- (2) 退職手当は、就業規則の定めを準用する。
- (3) 通勤手当は、給与規程の定めを準用する。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、別表3に定める金額を支給する。

4 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、旅費規程の定めを準用する。

(報酬支払方法)

第5条 前条に規定する報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第6条 役員等に対しては、費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜

日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月まで報酬を支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

制定 令和3年 6月28日から施行する

一部改正 令和4年 4月 1日

別表1

評議員会への出席 参集形式の場合	12,000円/日
評議員会への出席 決議省略の場合	6,000円/回
法人が必要とする研修等への出席	12,000円/日
法人運営のために理事長の要請を受けて行う業務	33,000円/日 16,500円/半日

別表2

役職名	報酬の上限
理事長	月額1,000,000円
常務理事	月額900,000円

別表3

理事会等会議への出席 参集型の場合	12,000円/日
理事会等会議への出席 決議省略の場合	6,000円/回
法人が必要とする研修等への出席	12,000円/日
監事監査	33,000円/日 16,500円/半日
法人運営のために理事長の要請を受けて行う業務	33,000円/日 16,500円/半日

1. 別表1、3における会議体出席についての1日は4時間未満、半日は2時間未満とする。
2. 別表1、3における法人が必要とする研修等への出席、法人運営のために理事長の要請を受けて行う業務についての1日は、8時間未満とし、半日とは4時間未満とする。
3. 1日に複数回の会議に出席する場合は、各会議体の報酬が高い金額に包含する。